

議案第 96 号

ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 8 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び農業委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保有個人情報管理者)

第3条 実施機関は、法第5章第2節に規定する個人情報等の取扱いを適正に行うため、保有個人情報管理者を定めるものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の交付に要する費用として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(運営審議会への諮問等)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、ひたちなか市個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

3 運営審議会は、前項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする

る。

4 運営審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に対し建議することができる。

5 運営審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営審議会の委員の守秘義務)

第6条 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(実施状況の公表)

第7条 市長は、毎年度各実施機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(ひたちなか市個人情報保護条例の廃止)

2 ひたちなが市個人情報保護条例(平成17年条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現にひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第 号)付則第2項の規定による改正前のひたちなか市附属機関の設置に関する条例(平成6年条例第15号)第2条第3号に規定するひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第30条の規定による職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第32条第1項に規定するひたちなか市個人情

報保護運営審議会（以下「旧運営審議会」という。）の委員である者又は施行日前において旧運営審議会の委員であった者に係る旧条例第33条の規定による職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第34条に規定する受託者（以下「旧受託者」という。）である者又は施行日前において旧受託者であった者に係る旧条例第35条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項（旧条例第17条第2項、第18条第2項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。
- 8 施行日前に旧条例第26条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定する審査会にされたものとみなし、当該諮問に対する調査審議の手續については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧運営審議会の委員である者は、施行日に、運営審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、旧運営審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 10 施行日前にした行為並びに付則第3項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

（ひたちなか市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 11 ひたちなか市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「(以下この条において「指定管理者等」という。)」を削り、同条第2項を削る。